

保 存 活 用 計 画 書

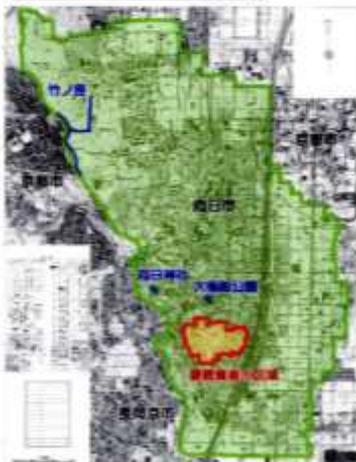
景観資産の名称	西向日・桜の径と住宅地景観
申 請 者	西向日自治会、西向日の桜並木と景観を保存する会、向日市

代表写真



1 位置及び範囲

【位置】



【登録範囲と範囲設定の考え方】

阪急西向日駅を中心に東西に広がる、昭和4年に開発された西向日住宅地の約16.1haを設定します。



2 自然、歴史、文化等からみた特性

□景観資産の魅力

「西向日・桜の径」は、昭和初期に開発された西向日住宅地一面に広がる桜の並木道です。まちの中央に位置する噴水公園を中心に当時から住宅地のほとんどの通りに桜が植えられ、満開時には閑静なまち並みとのコントラストが美しい「桜の径」となり、地域の人々に親しまれています。

開発以来、今日に至るまでおよそ90年の歳月を経る中、西向日住宅地の顔として歴史を重ねてきた「桜の径」は、住民による組合や自治会がその結成当初から維持管理に必要な経費を負担し個人の家々が日々の清掃に努めるなど、住民自らの手で大切に守り育てられてきました。

昭和モダンの趣を残した美しい住宅地景観を有する本地区において、それを最も象徴するのが桜並木であり、「桜の径」は地域の人々に愛され、今日まで大切に守り伝えられてきたまちのシンボル景観です。



□自然的特性

○桜並木

現在、本地区には約270本のソメイヨシノが植えられており、住む人々によって大切に育まれ、満開の花の季節には華やかさを、夏には夏の、秋には秋の、冬には冬の、季節ごとの素晴らしい桜並木の景色がまちなみと調和してまちを彩ります。絶えず新しい桜の植え替えが進められる一方、開発当初からの樹齢80年を越える桜もあり、現在の桜並木は住民と市の協働で維持管理されています。



○緑豊かな住宅地

(石積み・生け垣・宅内の緑・塀)

南東方向への傾斜段丘に立地する西向日住宅地は、宅地が雛段状に造成され、開発当初からの玉石の石積みが今も多く残っており、加えて昭和前期からの風情を残す板塀や土塀、れんが



塀など多様で、洗練されたまちなみを形成しています。さらには、生垣で囲まれた住宅や宅地内の木々の多さと相まって、圧倒的に緑の多い住宅地を形成しています。

□歴史・文化的特性

○西向日住宅地の歴史

西向日住宅地は、昭和3年に開業した鉄道・新京阪線の西向日町駅の周囲に昭和4年頃から田園都市構想に基づく郊外型住宅地として鉄道会社により開発が始まりました。それまで京都近郊の農村地帯であった向日町の中に、京都・大阪へ通勤する実業家やサラリーマンが多く居住する都市生活者の住宅地が現れ、敷地規模が100坪～200坪の余裕のある分譲地に、昭和初期の材料や大工の技術により建てられた和風・洋風の様々な家々の建ち並ぶ様子は周辺の農村風景からは際立った存在でした。

また、大正から昭和初期の田園都市構想に基づく郊外型住宅地では、その殆どで放射状街路や環状街路などの円形区画を中心に据えたプランが取り入れられましたが、本地区では、円形の噴水公園とその周囲のロータリー以外で街路が直交し、長方形の区画を形成していました。加えて、円形の中央は植え込みである場合が多く、当初から噴水である本地区は先進的な事例でした。

昭和63年から平成3年にかけて噴水公園の再整備が行われ、今日では噴水公園はモダンな郊外型住宅地のイメージを代表する景観のひとつとして、地域住民をはじめ多くの人々に親しまれています。

○桜並木の歴史

現在の「桜の径」は鉄道会社が街路樹として桜を植えたことが始まりで、時代の先端をいく住宅地のイメージにふさわしい街路樹としてソメイヨシノが植えられました。

当初は桜のほかに、梅、アカシアなどの樹木もみられましたが、戦後、桜が卓越する並木が形成されました。

桜並木の管理については、開発後まもなく結成された地域住民による自治的な組織が大きな役割を担ってきました。戦後の西向日自治会においても、枯木の整理や苗木の植樹などの活動が継続されてきたことで、現在まで桜並木が守り育てられてきました。

平成になり噴水公園の再整備とあわせ、桜の保全や側溝の改修などの道路整備が行われ、「桜の径」と名付けられ、現在のモダンな郊外住宅地としての本地区の景観が定着しました。

□周辺環境との関係

本地区は、阪急西向日駅を中心に広がる利便性に優れた地域ですが、車が通り抜けにくい閑静な住宅地で、桜の四季を通じてゆったりと桜並木を鑑賞することができ、住む人、訪れる人の心を和ませてくれます。

また、本地区の整然とした街路構成は周辺とは大きく異なり、桜並木とまちなみがもたらすうるおいあふれるたたずまいは際立っています。

3 景観の保存、育成及び創造に関する事項

□法律や条例などによる景観上の規制誘導事項

○都市計画法

西向日住宅地の大部分は、第一種低層住居専用地域に指定されており、低層住宅の良好な住環境を守るために、建物用途や形態について厳しい制限がかけられています。

○向日市まちづくり条例

開発事業による宅地の細分化が進み、本地区の持つ大きなゆったりとした街並みが損なわれることを防止するため、特に区画が大きい地域について、向日市まちづくり条例において、建築物の最低敷地面積を他の第一種低層住居専用地域よりも厳しく制限されています。

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）

「向日市歴史的風致維持向上計画」において、西向日住宅地は「鉄道と住宅地開発に係る歴史的風致」として位置づけられ、昭和初期に造成された住宅地としては日本で初めて歴史的風致として認定されています。

□景観づくりの目標像

西向日自治会と「西向日の桜並木と景観を保存する会（以下保存会）」が西向日住宅地のまちづくりの基本理念として平成 24 年 12 月に「西向日桜並木のまち憲章」を制定しました。本地区では、この憲章を景観づくりの基本目標として、住民主体による景観まちづくり活動を展開しています。



噴水公園設置のまち憲章案内板

西向日 桜並木のまち憲章

西向日住宅地は、昭和 4 年に田園都市の思想にもとづくまちとして、長岡京の跡地に誕生しました。噴水公園とロータリーを擁した昭和モダンな街並みは、その端正な面影はそのままに、幾多の年月を経て熟成を重ね、現在に至っています。

私たち住民は、西向日のまちが歴史と文化に育まれた良好な住環境と、まちのシンボルである桜並木、そして、このまちの暮らしを後世に引き継ぐために、みんなで守るまちづくりの理念を「桜並木のまち憲章」としてまとめ、発信します。

- 一、西向日の先人のまちへの思いを今に共有し、後世に引き継ぎます
- 二、西向日の歴史的、文化的資源を大切に守ります
- 三、低層住宅を中心とする閑静な住環境を守ります
- 四、まちの緑を大切にし、まちのシンボルである桜並木を守ります

□景観づくりの取組

[現状]

○西向日地区まちづくり計画

右図の区域約1.1haが、平成25年5月に向日市まちづくり条例にもとづく「西向日地区まちづくり計画」として認定されました。

この計画では、地区の良好な住環境の保全及び魅力的な都市景観の形成を図るため、「西向日桜並木のまち憲章」を基本理念に建築物の用途等、道路との境界における配慮、緑化への配慮などを定めています。



西向日地区まちづくり計画区域

○さくら保全・活用指針

西向日住宅地のさくらを将来に引き継ぐため、「桜並木のまち憲章」のもと、平成26年11月に住民と市が協働で取り組む「西向日さくら保全・活用指針」の「基本方針」を、平成27年11月には「保全育成活動」及び「保全育成に向けた普及活動」の活動方針を発表し、「西向日さくら保全・活用指針」が策定されました。

現在、この指針のもと、さくら保全活動が展開されています。

○さくら保全育成活動・見守り活動

「西向日さくら保全・活用指針」にもとづき以下の活動を住民と行政の協働で実施しています。

①清掃活動

平成26年4月から毎月第1土曜日の午前を「西向日さくらの日」として、噴水公園周りの清掃活動を中心に実施しています。



西向日さくらの日の活動

②見守り活動

「さくらの観察会」を定期的を実施し、桜並木カルテの作成と更新を行っています。このカルテをもとに剪定・伐採方針を確認しさくらの見守り活動を継続しています。

③さくらの記憶づくり

伐採した古木についての再利用の取組としてさくら古材を利用したグッズを作成し、「さくらの記憶づくり」に取り組んでいます。



西向日さくら観察会

[課題]

西向日住宅地の桜には老木も数多く見られ、適切な措置とともに、新しい植栽への更新も必要です。また、建替えや分譲などによりやむを得ず伐採せざるを得ないことや、住民の高齢化に伴い落ち葉清掃が負担となっているとの申し出もあります。

住民によるさくら保全・育成の継続的な取組や多様なまちづくり活動の成果として、地区の歴史や文化資産、桜や生垣等の自然的資産への地域の理解が高まっており、今後、「桜の径」の保全・育成・継承に向けた活動が住民と市の協働で、本地区全体にさらに広がる活動が求められています。

[解決のためのアイデアや方針]

昭和初期から受け継がれてきた「桜の径」の景観を後世に引き継ぐためには、本地区の住民の主体的な協力が不可欠です。西向日の桜並木の景観を京都府景観資産などに位置づけることにより、桜並木に対する意識を高めるとともに、住民と市の協働による持続的な管理の仕組みをさらに深めていきます。

4 景観を活かしたまちづくりへの展開に関する事項

□景観を活かしたまちづくり活動

[現状]

○西向日自治会

西向日自治会は昭和 25 年に発足し、活動拠点の「西向日コミュニティセンター」の建築に伴い市に施設が移管されるまでは、桜の植樹、街路灯の設置などは自治会の事業として環境整備が続けられていました。現在でも自治会発行の会報「さくらなみき」があるように、西向日住宅地を象徴する桜並木が地域を繋ぎ、地域コミュニティ形成の役割を担っています。

○西向日の桜並木と景観を保存する会

保存会が中心となり、以下の活動を実施しています。

①イベント活動

春まつり、夏まつり、さくら感謝祭を、西向日自治会や子ども会との連携で開催し、多くの住民や地区外の市民の参加も含め、西向日地区の風物詩として定着しています。



春まつり

②情報誌の発行

まちづくりニュース「桜並木のまち」は西向日の様々な活動やまちの情報を発信しています。

また、「西向日まち物語」は「まちの資源」紹介に加え、まち案内書として活用されています。



学習会

③学習会の開催

西向日のまちの魅力を確認し、発信することを目的に学習会をこれまで 14 回開催しています。毎回、多くの住民の参加があり、高い評価を得ています。

④コンクールの開催

次代を担う子どもたちに、自分の住む街への愛着やふるさと意識が芽生えるよう、身近な住まいやまちなみ景観をテーマとした「まちなみ景観絵てがみコンクール」を平成 23 年度から実施しています。毎回市内小学校を中心に多くの応募があり、優秀作品を選定して、表彰と作品展示を行っています。



絵てがみコンクール

[課題]

西向日住宅地の桜はまちと桜が一体であり、住民と行政の協働による桜の保全・育成活動が不可欠です。「桜の径」を基盤とした地域コミュニティの形成が図られているものの、景観を活かしたさらなるまちづくりを進めるには、地域の誇りである景観資産「桜の径」に対してより一層の住民、市民、団体の意識向上が必要です。

[景観を活かしたまちづくり活動のアイデアや方針]

「桜の径」と西向日の景観を守る取組について、さらに住民と行政や市内の市民活動との連携協力のもと、市全体の「宝」として次世代に引き継ぐ取組を継続的に取り組んでいきます。

そのためには西向日自治会のもと、保存会や市内の市民活動と連携して、これまでに定着してきた多様な地域活動や桜の保全活動の継続実施と内容の充実を図るとともに、本地区から市内ばかりでなく、全国にその取組を発信していきます。

京都府景観資産登録を契機に、全国への発信力を充実し、全国の桜保全活動グループとも連携し、「桜の径」の景観の魅力向上とともに、近代都市遺産である「田園都市のまち 西向日」の保全、再生、継承への取組もさらに進めていきます。

5 その他必要な事項

○提案団体の概要

①西向日自治会

- ・設立 昭和25年1月
- ・所在地 向日市上植野町御塔道7-5
- ・会員数 505世帯（約1120名）
- ・設立目的

本会は自治意識の高揚に努め、会員の福祉と親睦を図ることを目的とする。

②西向日の桜並木と景観を保存する会

- ・設立 平成21年6月
- ・所在地 向日市鶏冠井町稲葉25-15
- ・会員数 74名
- ・設立目的

西向日住宅地区の桜並木を維持、保全するとともに、地域の良好な住宅環境を維持し全国に誇れるまちづくりを行う。